

評価書（個票）

|               |  |               |                               |  |
|---------------|--|---------------|-------------------------------|--|
| 事務・事業名        | 技能検定の実施  | 担当課<br>(担当課長) | 職業能力開発局能力評価課<br>(能力評価課長 宮本悦子) |  |
| 根拠法令等         | 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。<br>以下「法」という。）第 47 条第 1 項  | 類 型           | 試験（資格付与）                      |  |
|               |  | 指定等<br>の形態    | 指定                            |  |
| 事務・事業の<br>概要  | <p>○ 事務・事業創設時の趣旨<br/>技能検定制度は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき昭和 34 年から実施している。技能のウエイトが高く、全国的に需要を有する分野を対象に、国が主体となり全国、業種・職種共通の基準の下で制度を構築・運営している（試験は都道府県知事又は民間の指定試験機関が実施）。技能検定に合格した者は、「技能士」と称することができる（名称独占資格）。</p> <p>指定試験機関制度は、技能検定において民間の活力を活用することを目的として、平成 13 年 10 月に創設され、試験業務の全部又は一部（合格決定を除く。）を民間機関に行わせることができることとなった。</p> <p>○ 事務・事業の内容<br/>職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）別表第 11 の 3 の 4 に掲げる職種に係る技能検定試験業務の全部又は一部を民間機関（指定試験機関）が実施する。</p> <p>○ 事務・事業の改正経緯<br/>指定試験機関が実施する技能検定職種は、<br/>平成 13 年 2 職種で開始<br/>平成 14 年 4 職種追加<br/>平成 16 年 2 職種追加<br/>平成 19 年 1 職種追加<br/>平成 20 年 2 職種追加<br/>平成 22 年 1 職種追加<br/>平成 23 年 1 職種追加<br/>平成 24 年 1 職種追加<br/>平成 27 年 1 職種追加 計 15 職種<br/>となっているところ。</p> |               |                               |  |
| 事務・事業の<br>目的  | 指定試験機関制度により民間の活力を活用しながら、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証することにより、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とする。   |               |                               |  |
| 関連する<br>政策目標  | 基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること<br>施策大目標 1 多様な職業能力開発の機会を確保すること  |               |                               |  |
| 関連する<br>業績指標  | 技能検定受検申請者数   |               |                               |  |
| 指標の<br>目標値等   | 前年度実績以上  |               |                               |  |
| 法人の指定等<br>の状況 | 別紙のとおり。  |               |                               |  |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 | 特になし。   |
| 料金等・積算根拠                   | 別紙のとおり。   |
| 事務・事業の実績                   | <p>○ 実績（平成 26 年度）<br/>年間受検申請者数 473,008 人<br/>（うち一般社団法人実施分 349,465 人、公益社団法人実施分 4,197 人、NPO 法人実施分 119,184 人、事業主団体実施分 162 人）</p> <p>○ 事業収入（平成 26 年度）<br/>受検手数料等収入 3,449,450 千円<br/>（うち一般社団法人実施分 2,407,649 千円、公益社団法人実施分 88,844 千円、NPO 法人実施分 947,485 千円、事業主団体実施分 5,472 千円）</p>   |
| 国からの補助金等                   | ○補助金・委託費等（平成 28 年度）：なし。   |
| 事務・事業の見直し状況（これまでの検証）       | <p>●技能検定職種の新設等</p> <p>○ 行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において、「技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進する」こととされ、新設の職種に係る試験は、指定試験機関で実施している。</p> <p>○ 都道府県知事が試験を実施する既存の職種について、平成 27 年 4 月 1 日付けで機械保全職種を指定試験機関の実施に移行した。</p> <p>●試験事務の適正化</p> <p>① 技能検定試験問題漏洩に係る再発防止対策として、指定試験機関に対し、平成 23 年 10 月に、i) 秘密保持義務及び秘密事項の範囲について周知徹底すること、ii) 技能検定の事前講習会や事前教育の禁止、iii) 内部監査の実施を求めた。</p> <p>② 「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」に基づく総務省勧告（平成 23 年 10 月）を踏まえ、指定試験機関のホームページで i) 過去問題の公開及び ii) 財務諸表及び試験事務の実施に係る収支状況の公開を行い、iii) 受検手数料の積算根拠の公開を行った。</p> <p>③ 平成 24 年、25 年及び 27 年に指定試験機関連絡会議を開催し、試験業務の適正化、情報管理の徹底等について指導を行った。</p> <p>④ 平成 26 年 2 月に指定試験機関監査指導実施要綱及び実施細目を改正し、行政指導指針及び処分基準の明確化を行った。</p> <p>●指定基準の改正</p> <p>職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）第 63 条の 5 の 3 第 1 号に規定する指定試験機関の指定基準のうち試験実績に係る基準について、客観的な評価基準による実践的な試行試験を行ったものを、平成 27 年度に追加した。</p> |
| 事務・事業の必要性等・有効性             | <p>●事務・事業の必要性</p> <p>技能検定制度を社会的ニーズに沿ったものとしていくためには、職種の見直しを図っていく必要があり、そのためには、検定職種に精通する民間機関の活用することが効果的である。</p> <p>●事務・事業の妥当性</p> <p>指定試験機関が、公平・中立に技能検定試験を実施するよう、次のことを行</p>   |

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
|                                       | <p>っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 47 条第 2 項で指定試験機関の役職員等に対し秘密の保持義務を課している。</li> <li>・規則第 63 条の 6 に基づき指定試験機関が策定する試験業務規程で役職員等が受検対策講座等の業務に携わることを禁じている。</li> <li>・指定試験機関において、技能検定試験業務に携わらない役職員による内部監査を行うこととしている。</li> </ul> <p>指定試験機関に対して 3 年に 1 度立入検査を実施することにより、公平性・中立性を担保している。</p> <p>また、過去問題をホームページにおいて公開するとともに、指定試験機関によっては、インターネットによる受検申請を可能としたり、学校に在席する生徒等が団体受検する場合に当該学校等を受検会場とするなど受検者の利便性を確保している。指定試験機関において技能検定試験業務に係る事業報告書及び収支決算書をインターネットで公開しているほか、厚生労働省において受検手数料が妥当なものか定期的に検証するなど、透明性を確保している。</p> <p>●事務・事業の有効性</p> <p>検定職種に精通する団体を指定試験機関としており、実践的な試験内容となっていることや、過去問題の公開等の受検者の利便性の向上を図っていることから、受検申請者が毎年 40 万人以上となっている。労働者の技能の程度を検定し、これを適切に評価することにより、技能の向上に寄与している。</p> |
| <p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>                 | <p>○指定等を行う妥当性</p> <p>技能検定制度を社会的ニーズに沿ったものとしていくためには、職種の見直しを図っていく必要がある。そのためには、検定職種に精通する民間機関の活力を活用することが効果的である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定等の基準の妥当性</p> <p>指定試験機関の指定基準について、事業主の団体若しくはその連合団体又は営利を目的としない団体（法第 47 条第 1 項）、職員や設備の確保等の試験実施体制の整備、区分経理（規則第 63 条の 5 の 2）、試験実施に関する一定の実績（第 63 条の 5 の 3）等を定めており、安定的で公正な試験運営のために必要なものであり、指定基準についても妥当である。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性</p> <p>検定職種に精通した業界団体等が指定試験機関として試験を実施していることから、現場のニーズに対応した試験が実施可能である。</p> <p>また、法第 48 条第 1 項に基づく立入検査を 3 年に 1 度実施し、必要な指導を行うとともに、社会的に影響が大きく、悪質な事案を起こした指定試験機関に対しては、厳しく是正を求めるとともに、是正されない場合には指定試験機関の取消しを含めた厳しい処分を行うこととしており、実施主体としての指定試験機関の適格性を確保している。</p>   |
| <p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p> | <p>民間機関を活用した技能検定制度の実施については、毎年 40 万人以上の受検申請者がいること等から、労働者の有する技能の程度を検定する試験として有効なものであり、技能の向上に寄与しているものと考えられる。</p> <p>指定試験機関による職種の新設を行うとともに、指定試験機関に対する指導監督の強化、試験内容の見直し等を行うことにより、民間機関の活力を活用した技能検定制度の運営を進めていく必要がある。</p>   |
| <p>備考</p>                             |   |

## 別紙

合計 14 法人等（平成 28 年 4 月 1 日現在）

- ・ 一般社団法人、一般財団法人（5 法人）
- ・ 公益社団法人（4 法人）
- ・ NPO 法人（4 法人）
- ・ 事業主団体（1 団体）

| 法人名<br>(職種名)                                       | 指定等の時期                              | 連絡先 (TEL)    | 料金等・積算根拠  |
|--|-------------------------------------|--------------|---|
| 一般社団法人、一般財団法人（5 法人）                                |                                     |              |   |
| 一般社団法人金融財政事情研究会<br>(ファイナンシャル・プランニング<br>及び金融窓口サービス) | 平成 14 年 6 月 11 日                    | 03(3358)0771 | 厚生労働省 HP<br>( <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121792.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121792.html</a> ) |
| 一般社団法人日本ホテルレストランサービス技能協会<br>(レストランサービス)            | 平成 14 年 6 月 11 日                    | 03(5226)6811 | 同上  |
| 一般社団法人全日本着付け技能センター<br>(着付け)                        | 平成 22 年 2 月 1 日                     | 03(3370)1740 | 同上  |
| 一般社団法人日本ピアノ調律師協会<br>(ピアノ調律)                        | 平成 23 年 9 月 1 日                     | 03-3255-3897 | 同上  |
| 一般財団法人知的財産研究教育財団<br>(知的財産管理)                       | 平成 20 年 2 月 29 日                    | 027(345)1028 | 同上  |
| 公益社団法人（4 法人）                                       |                                     |              |   |
| 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会<br>(ビルクリーニング及びビル設備管理)           | 平成 13 年 10 月 1 日<br>平成 16 年 4 月 1 日 | 03(3805)7560 | 同上  |
| 公益社団法人調理技術技能センター<br>(調理)                           | 平成 13 年 10 月 1 日                    | 03-3667-1867 | 同上  |
| 公益社団法人全国ハウスクリーニング協会<br>(ハウスクリーニング)                 | 平成 24 年 4 月 23 日                    | 03-5802-7031 | 同上  |

|  |                   |                |    |
|--|-------------------|----------------|----|
| 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会<br>(機械保全)                   | 平成 27 年 4 月 1 日   | 03-5733-6940   | 同上 |
| NPO法人 (4 法人)                                     |                   |                |    |
| 特定営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会<br>(ファイナンシャル・プランニング) | 平成 14 年 6 月 11 日  | 03 (5403) 9700 | 同上 |
| 特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会<br>(情報配線施工)                 | 平成 16 年 12 月 16 日 | 03 (5346) 5240 | 同上 |
| 特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会<br>(ウェブデザイン)           | 平成 19 年 10 月 12 日 | 03 (5320) 8236 | 同上 |
| 特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会<br>(キャリアコンサルティング)      | 平成 20 年 9 月 10 日  | 03 (5402) 5588 | 同上 |
| 事業主団体 (1 団体)                                     |                   |                |    |
| 日本ウインドウ・フィルム工業会<br>(ガラス用フィルム施工)                  | 平成 14 年 6 月 11 日  | 03 (5624) 2935 | 同上 |